

戸籍関係証明書の郵送請求方法について（石川町の場合）

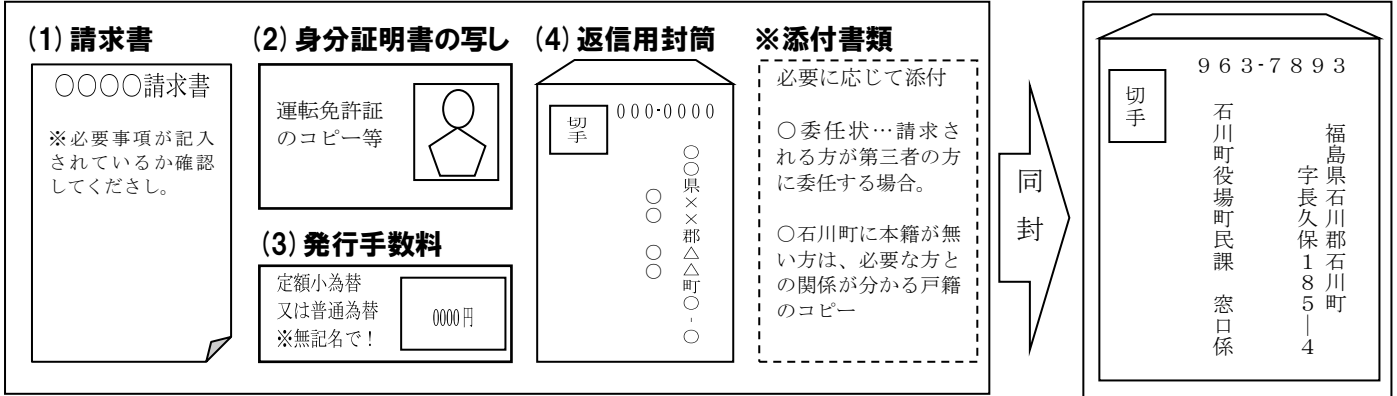
1. 請求先

本籍地の市区町村役場の戸籍証明担当部署へ請求することになります。（本籍地以外へは請求できません）

2. 請求に必要なものについて

下記の（1）～（4）を準備して、封筒に同封し本籍地の役所までお送りください。

郵送請求のイメージ



（1）請求書

お近くの市区町村役場で戸籍郵送用請求用紙を入手されるか、または便箋などに下記の必要事項を記入し請求書としてください。

必要事項	
<p>① 請求者 住所 〇〇県〇〇市〇〇1丁目1番 氏名 〇〇 次郎 ㊟ 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>	<p>電話番号は平日の日中に連絡がとれる番号を記入してください。不明点や料金不足など、こちらから確認の連絡をする場合があります。確認がとれるまで証明はお送りできませんので必ず連絡先を明記してください。</p>
<p>② 必要な戸籍 本籍地 〇〇県〇〇郡〇〇町1番地 筆頭者 〇〇 太郎</p>	<p>本籍地や筆頭者名を事前に確認してください。筆頭者の氏名は、筆頭者が亡くなった場合でも変わることはありません。</p>
<p>③ 必要な方 氏名 〇〇 一郎 生年月日 大正〇年〇月〇日</p>	<p>②で記入した戸籍に名前が載っている方の中で、どなたの証明が必要であるか記入してください。</p>
<p>④ 必要な証明の種類 戸籍謄本（抄本）、除籍・改製原戸籍謄本（抄本）、戸籍附票・身分証明書等</p>	<p>戸籍謄本や除籍謄本等と具体的に記入するか、あるいは「〇〇一郎（大正〇年〇月〇日生まれ）の出生から死亡までの戸籍」等と記入してください。</p>
<p>⑤ 必要な通数 〇通（〇セット）</p>	<p>1通で証明できる場合や、法律や制度の改正により複数の謄本1セットで証明できる場合など様々なケースが考えられます。今現在の戸籍謄本（抄本）や必要な戸籍が特定できている場合は具体的に「〇通」や「各〇通」と記入してください。出生から死亡までといった、通数が特定できない場合は「〇セット」と記入してください。</p>
<p>⑥ 必要な方と請求者の関係 本人・夫・妻・子・孫・父母・祖父母等から選択し記入してください。</p>	<p>戸籍に記載されている本人、その直系尊属（父母・祖父母・曾祖父母等）、卑属（子・孫・ひ孫等）、本人の配偶者以外の方からの請求には、委任状や請求者と戸籍に記載されている方との関係を証明する書類が必要になります。</p>
<p>⑦ 請求理由（使いみち、提出先など） パスポート申請・戸籍届出（婚姻、転籍等） 相続手続き等具体的に記入してください。</p>	<p>請求いただいた書類が使いみちや提出先に合った書類かどうかを確認させていただきます。例（パスポート申請→戸籍謄本、抄本）、（婚姻届→戸籍謄本）</p>

（2）本人確認書類、関係証明書類

運転免許証、写真付住基カード、健康保険証など氏名と住所がわかるものの写しを必ず添付してください。請求される方が石川町に本籍が無いときは、必要な方との関係を示す戸籍等の写しも添付してください。本人あるいは本人の配偶者、直系の尊属・卑属以外の方が請求される場合は、請求する正当な理由を示していただくか、委任状が必要になりますので忘れずにご用意ください。身分証明書は、直系尊属・卑属の方であっても、請求する場合はご本人からの委任状が必要です。

(3) 手数料

お近くの郵便局に必要な分の「定額小為替」を購入し、為替は無記名のままでお送りください。なお、石川町では現金書留でも受け付けています。「出生から死亡まで」といった通数が不明な場合は、多めに(3,000円分)お送りください。お釣りがでた場合は定額小為替でお返しします。

石川町の1通あたりの交付手数料

戸籍謄本、抄本(全部事項証明書、個人事項証明書)	1通 450円	現在の最新の戸籍。
除籍・改製原戸籍謄本、抄本	1通 750円	電算化や転籍する前のもの。
戸籍附票謄本、抄本 身分証明書	1通 200円	

(4) 返信用封筒

○宛先について…宛先(住民登録している自宅住所)を書いて、送付分の切手を貼った封筒を同封してください。原則として、勤務先や住民登録していない居住地へはお送りできませんのでご注意ください。

○送料(切手)について…戸籍謄本等が複数になりそうな場合は、切手は余分に用意し貼らずに同封してください。切手が不足した場合は不足分受取人払いでお送りします。

※お急ぎの場合は、往復とも速達(普通料金プラス速達料金)をご用意ください。

用語の説明

こせき 戸籍	夫婦子供単位で出生から死亡に至るまでの身分関係を公文書に登録したものです。日本国籍や氏名、年齢、身分関係や相続関係などを公証します。
ほんせき 本籍	戸籍の所在地です。土地の地番(例：福島県石川郡石川町字長久保 185 番地 4)や住居表示(例：東京都千代田区一丁目一番)で表示することとなっています。
ひつとうしゃ 筆頭者	戸籍の最初に記載されている方です。一般的には姓を変えなかった夫・妻のどちらかが筆頭者となります。
とうほん 謄本	原本の内容をすべて写しとったものです。戸籍謄本とは、戸籍に載っている全ての内容を写しとったものという意味です。電子化された戸籍では全部事項証明書と呼ばれています。
しょうほん 抄本	原本の一部分の内容を写しとったものです。戸籍抄本とは、戸籍に載っている一部分の内容を写しとったものという意味です。電子化された戸籍では個人事項証明書と呼ばれています。
じよせき 除籍	戸籍から除かれること。結婚などで新たに戸籍を作る場合、親の戸籍からは除籍されます。戸籍に記載されている人が死亡するか結婚するかで全員除籍された場合、もしくは転籍して戸籍に誰も残っていない戸籍を「除籍」とよびます。 戸籍筆頭者である父親が死亡した場合、戸籍の中に妻や子供が残っているときは「父親の除籍謄本を取ってくる」という言い方は、「父親の戸籍謄本をとってくる」が適切な表現です。戸籍筆頭者が死亡しても、その戸籍に誰か残っていれば「戸籍謄本」と呼びます。
かいせいげん(は)こせき 改正原戸籍	法律の改正により戸籍を作り変える前の戸籍のことです。現在戸籍を現戸籍(げんこせき)と呼ぶことがあるので、「かいせい(は)らこせき」と呼ばれることもあります。
こせきのふひょう 戸籍の附票	住民票の情報と戸籍の情報をつなぐ書類です。戸籍の附票には、その本籍地時代に異動した住民票所在地が時系列で記載されています。
みぶんしょうめいしょ 身分証明書	本籍地の役所が発行する証明書で、①禁治産者ではない(平成12年3月31日までに登録されていない) ②後見登記がされていない(平成12年4月1日以降に登記がない) ③破産宣告を受けていない、の3点の証明書です。